

# 補足說明資料

# 目次

1. 11月21日の財政投融資分科会における指摘に対する  
厚生労働省・福祉医療機構による追加説明（福祉医療機構）
2. 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）の  
在り方に関する検討会報告書（案）（概要）
3. 12月5日の財政投融資分科会における指摘に対する  
資源エネルギー庁・電力広域的運営推進機関による追加説明  
(電力広域的運営推進機関)

11月21日の財政投融资分科会における指摘に対する  
厚生労働省・福祉医療機構による追加説明

(独立行政法人福祉医療機構)

経営支援には多大な手間がかかるが、どのような人員体制で運営しているのか。外部の専門家との連携は行っているのか。

### **(人員・体制)**

- 経営支援については、債権管理部門及び機構の経営サポートセンターが連携して取り組んでいる。コロナ融資後に、新規採用者（金融機関出身者を含む）等により、債権管理担当職員数を30名程度増加し、経営サポートセンターと合わせて80名程度に体制を強化している。

### **(外部との連携・委託)** ※参考資料を添付 (P.6)

- 定型業務のアウトソーシングやサービスを導入しその業務実施状況について機構として毎月モニタリングを行っている。返済条件の緩和を行う際には、各金融機関、税理士や外部コンサルタント等と連携を図り、貸付先の経営改善計画の策定を支援している。加えて、経営改善計画の進捗が芳しくない場合には、各都道府県にある中小企業活性化協議会やREVIC等専門機関とも連携を取りながら進めている。

### **(今後の取組方針)**

- このように足もと債権管理を重点分野と位置付けて対応しており、引き続き、人員面の増強や、AIといったデジタル技術を活用した業務の効率化を含め、さらなる体制の充実に取り組んでいくこととしたい。

機構として、経営改善やフォローアップについて、具体的にどのような手法で行っているのか。

#### (定例モニタリング)

- 貸付先から年次で提出を受けた決算書類から財務情報をデータ化して分析し、リスク量に応じて10段階のランク付けをすることによって、貸付先の管理を行っている。このうち特にリスクが高いと思われる先については、半期又は四半期ごとに残高確認表を徴取するなど、深度あるモニタリングを実施。

#### (経営改善に向けたフォローアップ)

- モニタリングにおいて業況が思わしくないと判断された場合は、機構が保有するデータを示して、同種同規模の優良施設と比べて、収入面で利用率や単価の乖離、費用面で人員数の乖離や適正費用水準を指摘するなど個別のフォローアップを年間100件程度実施。
- また、通常返済が難しく条件緩和を行った場合には、金融機関と協力して問題点を洗い出しているほか、機構の経営サポートセンターが債権管理部門と連携しながら個別支援を行う取組も令和6年2月より試行的に開始。
- さらに例えば、代表者が高齢の場合、後継者の有無や今後の事業承継等の見込みについてヒアリング等を実施し、問題があれば早めに対応いただくよう地元の金融機関等と協力して助言を行い、ガバナンス面の課題にも取り組んでいる。

#### (今後の取組方針)

- 債権回収におけるキャッシュフローの適時での把握など、財投分科会における様々なアドバイスも踏まえ、管理手法の高度化等について厚生労働省・機構においてさらに検討を重ねてまいりたい。

債権管理は、短期的なモニタリングに留まらず、長期的な回収リスクを低減させるために、病床転換のような構造的な改革と連動させるべきではないか。

### (制度設計)

- 物価高騰対応資金は、地域のニーズを踏まえた病床の再編や減床等を行う事業者が最も有利な条件で融資を受けられる制度設計となっている。病院等向けの物価高騰対応資金のうち2割強（令和7年9月末時点で83件）が最優遇条件の対象となっている。
- 本融資は、病床数の適正化等を促す政策目的も備えたものであり、今後、医療事業者が医療需要の構造的变化にも対応し、経営改善計画を着実に実行していくことが肝要。

### (地域との連携)

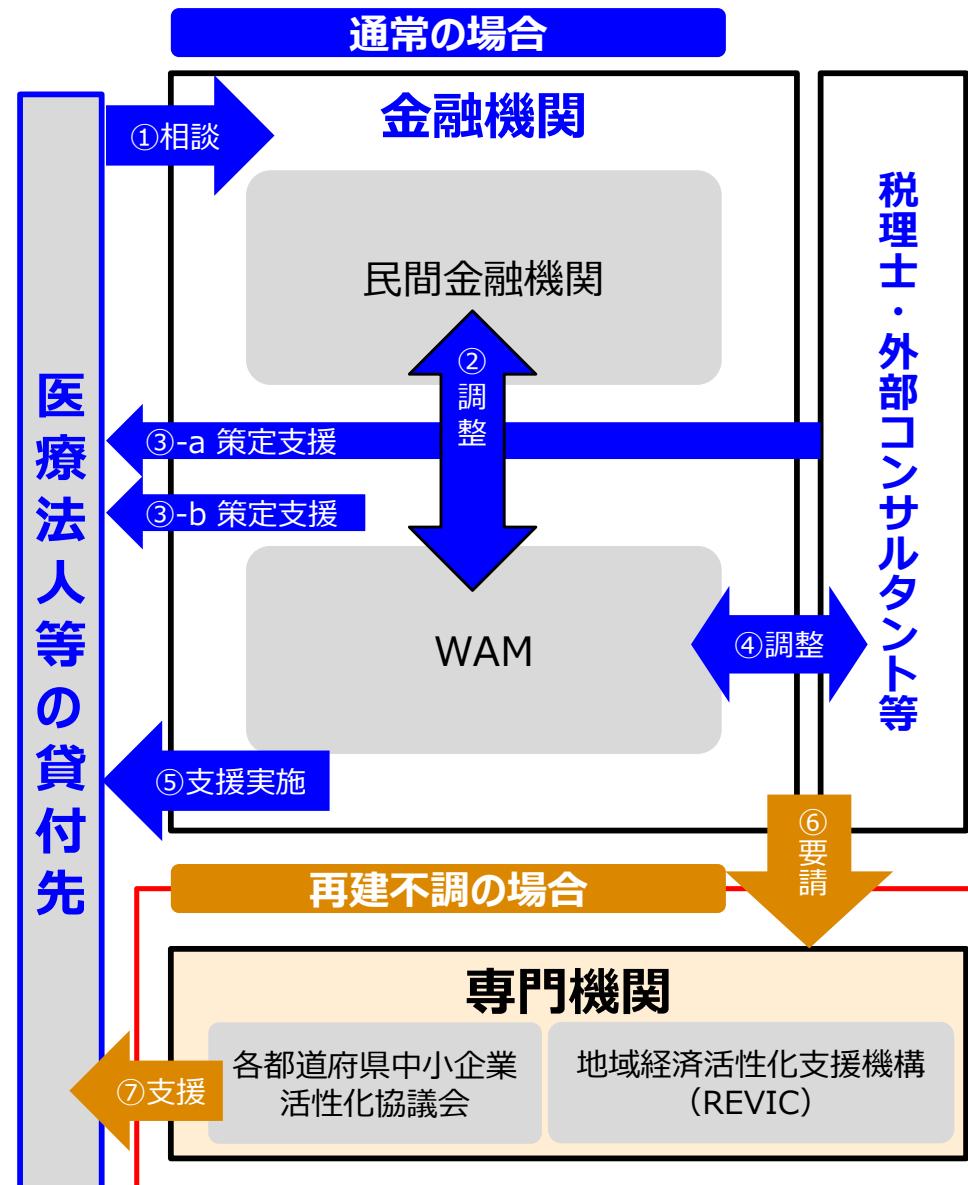
- 機構では、条件緩和先に対する経営改善計画の内容を検討する際、医療機関の機能が地域のニーズと合致しているか、機能転換を検討することが経営の安定化に繋がるか等について、地域の民間金融機関等と協調して検証・提案を行っており、医療事業者の構造的变化への対応に関しては、こうした枠組みも活用しながら取り組んでいくこととする。
- そもそも、地域医療構想は都道府県において地域の医療関係者、市町村、住民等と連携しながら進めていくべきであり、厚生労働省においても病床数削減等の支援や情報提供の充実に努めてまいりたい。

## 〔参考資料〕 業況不芳先の返済条件緩和等における外部連携の概要

### 支援のポイント

主な取組	ポイント
①返済緩和の相談	貸付先から返済緩和の相談
②支援方針の調整	WAMと民間金融機関、お互いが保有する融資先の貸付状況、経営状況等を共有し、地域の福祉医療提供体制等を踏まえて支援方針を調整
③経営改善計画の策定支援	税理士や外部コンサルタント等が経営改善計画の策定を支援 (WAMや民間金融機関が推薦する場合もある) (a) 貸付先が単独で策定する場合は、WAMや民間金融機関(メインバンク)が直接策定支援(b)
④経営改善計画策定、債権者へ提示	経営改善計画に対して、民間金融機関や外部コンサルタントと改善計画の設定根拠やその実現可能性、返済計画等について、意見交換を行い、必要であれば経営改善計画の練り直しを行っている
⑤経営改善計画に基づく金融支援の実施	バンクミーティング等の協議を経て、金融支援を実施
⑥経営改善計画等策定の支援要請	経営改善計画を実行しても改善が困難な場合、民間金融機関、貸付先と調整の上、中小企業活性化協議会、REVIC等の専門機関へ支援要請
⑦経営改善計画策定支援等	専門機関による経営改善計画策定、金融機関調整、伴走支援などの実施

### イメージ



# 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）の在り方に関する検討会 報告書（案）（概要）

## 1. JICTの役割の検証

- JICTは、民業を補完する存在として、**政策的意義・収益性の観点からチャレンジングな領域における我が国事業者の海外展開を支援する主体としての意義が大きい。**

## 2. JICTの経営状況等を踏まえた対応

### 2-1. JICTの支援方針の整理

- 全体方針**
- ・我が国の政策方針に則った**戦略的な支援と自立的な経営の両立**を一層推進すべき。
  - ・ポートフォリオ全体の中で**政策的意義・収益性のバランス**を確保すべき。
- 分野・事業者**
- ・デジタルインフラを積極的に支援しつつも、**ICTサービスの更なる支援や放送・郵便の支援も追求**すべき。
  - ・ガバナンスが確保された事業者との共同投資を前提として、**地方企業、スタートアップ企業、中小企業**を**一層支援**すべき。

### 2-2. JICTのガバナンス強化等

- リスク管理**
- ・カントリーリスク情報の収集・分析や共同投資事業者のコミットの確保等を通じた**投資リスク管理を一層推進**すべき。
  - ・人材の質・量の両面から体制を戦略的に**強化**すべき。
- エコシステム等**
- ・政府系金融機関、海外の政府関係機関、民間株主、銀行等との**効果的な連携**を推進すべき。
  - ・海外ICT分野の**専門性の強化、意思決定の機動性・迅速性の確保**に引き続き努めるべき。
  - ・ポートフォリオ情報等の一層の**情報開示**を推進すべき。
- 累積損益**
- ・改善計画の達成及び**累積損失の解消の前倒し**に向けて、円滑かつ適切にEXITを進めるべき。
  - ・累積損失の解消状況等も考慮しながら、**収益の国への還元**を検討すべき。

## 3. JICTの今後の在り方についての提言

- JICTの累積損失の解消に目処が立ってきていることを踏まえ、2.の対応をJICTが適切に実施し説明責任を果たしていくことを前提に、**JICTは引き続き我が国事業者の海外展開支援を推進すべき**であり、そのためには、**JICTの設置期限を延長することが適当**。

12月5日の財政投融資分科会における指摘に対する  
資源エネルギー庁・電力広域的運営推進機関による追加説明

(電力広域的運営推進機関)

融資業務を行う人材は、具体的にどのような方々を何名程度集めることを想定しているのか。

- 広域機関は、現在、再エネを買い取るFIT・FIP制度や、電源投資を促す容量市場といった制度運用に関わる中で、年間3～4兆円程度の資金を取り扱っている。こうした業務を担うことから、金融機関出身の方を理事に選任し、体制を構築している。
- 財政融資を活用した融資制度の創設にあたっては、事業者との調整等を担う電源融資担当ライン及び系統融資担当ラインを設けた上で、両ラインから独立した立場で審査や与信管理を担う融資管理室を新設する予定である。
- また、融資対象は投資回収予見性が担保され、民間金融機関が協調融資の判断に至った案件のみに限定し、かつ国による事前確認のスキームもある点や、融資業務の開始時は特に案件数を絞っていくことも踏まえ、現時点では10名程度の体制を想定しているが、業務の進展等に応じて隨時見直しを図っていく。
- 体制を実効的なものとするためには、金融機関における審査や与信管理等の経験を有する者を一定数確保する必要があると考えており、体制が固まった段階で改めてご報告することとしたい。

民間金融機関が電力セクターに対して十分な資金供給ができるようになった場合、広域機関は民間金融機関に対し、資金供給の役割を積極的に移していくのか。送配電事業者の経営が難しい中で、今後10年、20年を見据えても、財政融資からの自立は難しいのではないか。

- 今般の措置は、DXやGXの進展に伴う電力需要の増加見通しに対応し、脱炭素電気の供給や速やかな系統アクセスといった需要家ニーズに迅速に応えるために、民業補完の原則の下、電気事業者の長期かつ大規模投資を後押しするためのものである。
- 今後、一定期間経過後に、我が国の電力需給の状況変化に応じ、本制度の必要性の有無を含めた業務の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う方針であり、御指摘についてもこうした検討の中で具体的な対応を議論していくこととしたい。仮に広域機関による融資制度の必要性が縮小したと判断された場合は、広域機関による新規の融資を停止し、貸付金の回収を通じて融資残高を徐々に減少させていくことも想定される。
- ファイナンス環境の改善に向けては、今般の融資制度のみならず、例えば、物価変動等への対応といった事業の予見可能性が確保できるような電気事業制度の見直しなど、様々な制度改善に取り組んでいるところであり、こうした取組みを通じ、民間金融機関から資金調達がしやすい環境整備にも引き続き取り組んでいく。

広域機関は、融資先となり得る事業者に関して、融資業務に有益な情報を十分に持っているのか。

- 広域機関は、現在も各電気事業者の電力供給の計画をとりまとめた上で広域連系系統のマスター・プランを策定しているほか、容量市場の運営や長期脱炭素電源オークションの運営等、将来の電力確保に関する業務も実施している。そのため広域機関は、系統整備や発電事業に関する専門的知見及び電気事業に関する情報を有していると考えている。加えて、融資業務の実施に際しては、電気事業の財務状況など融資実行に必要な情報を把握した上で、適切に業務を実行していく。

融資勘定（仮称）に蓄積する利益の源泉は、財政融資資金からの借入と事業者への貸付金の金利差であることから、廃止・解散時の残余財産は財政投融資特別会計へ納付するよう制度創設時に取り決めるべきではないか。

○ 広域機関の解散時の取扱いは別途法律で定める旨が規定されている。また、融資業務（勘定）の在り方については、一定期間経過後に、我が国の電力需給の状況変化に応じ、本制度の必要性の有無を含めて検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う方針である。そこで、融資勘定の残余財産の取扱いについては、

- 広域機関の融資勘定に留保される財産は、電気事業者からの利息収入と財政融資資金勘定への利払いの差額を源泉とすること
- 広域機関には政府を含め特定の出資者が存在しないこと

などを踏まえ、広域機関の解散または融資勘定の廃止までに財政当局とも協議の上で決めることが考えられる。